

VIII 健康福祉

1. 援 護	183
2. 児 童 福 祉	187
3. 高 齢 者 福 祉	197
4. 障がい者(児)福祉	211
5. 国 民 年 金	219
6. その他の福祉	220
7. 健康福祉施設	225
8. 医 療 機 関	227
9. 国民健康保険事業	229

1 援 護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	実世帯人員	保護率 ‰	総額
H21	世帯数	9,195	7,855	376	2,366	9,607	1	195	19	422	1,007	20.72	
	人員	12,062	10,155	530	2,453	11,177	1	227	19	434	1,306	9.84	
	支給額 (千円)	509,913	173,779	5,788	39,348	1,198,927	263	4,580	3,272	74,654			2,010,524
H22	世帯数	10,577	9,004	443	2,806	12,055	1	238	28	433	1,123	22.93	
	人員	14,024	11,775	628	2,896	14,982	1	272	28	445	1,442	10.93	
	支給額 (千円)	597,523	203,507	6,963	50,328	1,218,566	202	3,997	4,999	79,159			2,165,244
H23	世帯数	11,821	10,122	446	3,136	13,083	1	218	19	423	1,229	25.70	
	人員	15,470	13,059	638	3,224	16,140	1	259	19	435	1,571	11.94	
	支給額 (千円)	664,749	230,533	7,121	65,023	1,424,909	201	3,574	3,694	76,978			2,476,782
H24	世帯数	13,212	11,226	623	3,403	13,268	3	286	18	416	1,325	27.49	
	人員	17,398	14,659	807	3,510	15,841	3	332	18	416	1,709	13.08	
	支給額 (千円)	735,835	257,876	9,203	60,086	1,389,811	1,535	5,615	3,688	77,872			2,541,525
H25	世帯数	13,506	11,583	653	3,696	13,911	5	267	25	404	1,340	27.55	
	人員	17,709	14,908	830	3,791	16,640	5	325	25	404	1,719	13.26	
	支給額 (千円)	734,348	268,050	9,388	62,550	1,458,839	1,416	4,913	4,794	74,919			2,619,217

②保護世帯類型別推移

(停止中のものを除く)

年度	単身世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・障害	その他	高齢者	母子	傷病・障害	その他	
H21	496	193	106	57	28	49	77	1,006
H22	533	239	119	56	30	53	82	1,112
H23	557	271	150	56	38	54	97	1,223
H24	610	260	183	75	44	54	96	1,322
H25	627	240	188	80	44	44	104	1,327

③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度からの繰越	年度内受理	開始	取下・却下	
H21	18	278	204	76	16
H22	16	300	232	67	17
H23	17	294	233	66	12
H24	12	289	238	55	8
H25	8	214	162	54	7

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	勤労収入 の減少	働いていた 者の死別・ 別離・不在	年金仕送り 等の減少・ 喪失	その他	計
H21	96	2	48	4	41	13	204
H22	110	4	48	6	46	18	232
H23	80	3	42	5	68	35	233
H24	76	3	51	8	56	44	238
H25	70	3	26	0	42	21	162

イ 年度別廃止理由別状況

区分 年度	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡 失そう	勤労収 入の増 加取得	年金仕 送りの 増加	施設入所	医療費 の他法 負担	その他	計
H21	1	0	47	1	8	6	1	27	91
H22	1	0	50	7	12	7	0	40	117
H23	0	1	62	6	12	4	4	39	128
H24	0	0	55	21	10	8	2	47	143
H25	0	0	53	17	8	14	1	48	141

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等(学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費)

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	864	14,070,900	944	15,454,355	968	16,067,335	1,042	15,198,086	950	15,473,139
中学校	614	19,198,048	545	17,265,882	581	18,609,719	629	18,940,816	602	19,503,574
合 計	1,478	33,268,948	1,489	32,720,237	1,549	34,677,054	1,671	34,138,902	1,552	34,976,713

②修学旅行費

年度	H21		H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	518	3,160,928	623	3,924,122	606	4,056,059	579	3,818,847	609	3,942,650
中学校	166	9,809,266	197	11,414,882	172	10,040,787	147	11,363,050	211	12,311,233
合 計	684	12,970,194	820	15,339,004	778	14,096,846	726	15,181,897	820	16,253,883

③医療費

年度	H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	415	3,025,244	415	3,496,629	385	2,636,307	470	2,593,687
中学校	134	1,254,813	166	1,596,109	169	1,459,352	203	1,235,098
合 計	549	4,280,057	581	5,092,738	554	4,095,659	673	3,828,785

④給食費

年度	H22		H23		H24		H25	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	944	31,535,691	968	32,681,935	1,042	31,604,999	950	37,597,411
中学校	545	20,448,402	612	21,690,792	610	21,476,832	588	27,040,864
合 計	1,489	51,984,093	1,580	54,372,727	1,652	53,081,831	1,538	64,638,275

(3) 災害援助

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目 的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順序

- a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- b a の場合において、同順位 of 遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

支給額 (死亡者 1 人当たり)

- ・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円
 - ・その他の場合 250 万円
- ※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき (その症状が固定したときを含む。) に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

支 給 額 ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円
・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う。(所得制限あり。)

貸付金の限度額 (1 災害における 1 世帯当たり)

- a 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財の損害 (約 3 分の 1 以上の損害) 及び住居の損害がない場合 150 万円
 - ・家財の損害 (約 3 分の 1 以上の損害) があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ・住居が半壊した場合 270 万円

- ・住居が全壊した場合 350 万円
 - b 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - ・住居が半壊した場合 170 万円
 - ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）
 - 250 万円
 - ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350 万円
- 償還期間 10 年とし、据置期間はうち 3 年
- 利 率 据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 3%
 （ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。）

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

2 児童福祉

(1) 保育園

①設置現況

(平成26年4月1日現在)

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数				建築面積	施設の建設
					3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計		
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	60	20	9	26	55	697.81	H 8. 3. 4 (改築)
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	18	6	15	39	808.10	H13. 3.31 (新築)
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	15	8	23	46	712.54	S55. 3.31 (改築)
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	18	6	20	44	602.97	H10. 3.27 (")
	郡築しおかぜ保育園	郡築6番町81-3	S34.4.1	70	18	12	27	57	658.21	S63. 3.31 (")
	白島ざんが保育園	郡築2番町110-3	S35.11.1	45	14	12	18	44	460.03	S51. 2.24 (")
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	44	21	49	114	1,403.22	H14. 3.25 (")
	鏡保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	38	25	41	104	969.16	H 6.11 (新築)
	鏡第2保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	16	6	22	44	437.23	S53.12 (")
	北新地保育園	鏡町北新地710	S52.5.1	60	17	9	19	45	469.53	S60. 3 (")
立	河俣保育園	東陽町河俣2620	S32.4.1	25	3	3	3	9	289.23	H 8. 3 (")
	下岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	10	4	15	29	300.00	S54. 4 (")
	小計	12園		755	231	121	278	630		
	白鷺保育園	本町2丁目3-46	S25.10.1	90	26	16	37	79	499.96	H 5.11.30 (改築)
	昭和保育園	昭和明徴町834-7	S35.5.10	60	24	9	14	47	569.50	S60. 2.15 (")
	八千把保育園	上野町1268-2	S36.3.31	90	39	19	39	97	667.94	H13. 3. 3 (")
	くおん保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	31	20	46	97	732.76	H16. 3.31 (増築)
	みほ保育園	日奈久大坪町1910	S37.11.1	60	34	15	22	71	605.32	H25. 6.23 (改築)
	二見中央保育園	二見下大野町131	S38.4.1	60	20	9	23	52	582.51	H22.11.21 (大規模修繕)
	私立	高田東部保育園	豊原上町2920-2-4	S39.4.1	120	65	29	46	140	725.03
夕葉保育園		若草町3-5	S42.5.1	70	37	10	33	80	667.34	H16. 2. 1 (改築)
いずみ保育園		植柳元町5940	S43.5.1	90	33	20	44	97	352.76	H20. 3.27 (")
ゆかり乳児保育園		八幡町1-51-2	S44.5.1	70	32	13	29	74	553.00	H18. 9.30 (")
からたち保育園		萩原町1丁目7-36	S44.10.1	40	16	12	18	46	701.22	H14. 3.15 (")
八代ひかり保育園		新地町1-18	S45.3.31	220	106	51	94	251	1,266.44	H 8. 4. 1 (")
やすらぎ保育園		古城町2264-3	S45.3.31	60	21	18	21	60	542.01	H16. 3.25 (")
キューピー保育園		迎町2丁目13-7	S46.2.22	50	17	7	22	46	651.14	H13.12.25 (")

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設	
					3歳未満児	3歳児	4歳以上児			
私立	ひのたから保育園	三江湖町1427	S46.4.1	140	66	30	61	846.20	H15.3 (増築)	
	杉の実保育園	清水町4-6	S46.4.1	100	43	20	47	828.91	H15.3.14 (改築)	
	和つるまゐ保育園	井揚町2274	S46.4.1	90	28	24	41	585.70	H8.2.23 (〃)	
	しらぬい保育園	古閑浜町3297-1	S47.3.31	60	26	10	27	382.25	H12.4.5 (〃)	
	八代白梅保育園	横手町1648	S47.4.19	140	54	27	67	1,133.15	H10.4.1 (〃)	
	八代双葉保育園	高小原町1507-1	S47.5.1	110	48	24	47	785.20	H16.4.1 (増築)	
	八代つくし保育園	千反町1丁目3-3	S48.5.1	60	22	15	22	567.34	H15.2.28 (改築)	
	八代ひまわり保育園	松崎町453-4	S48.7.1	80	41	22	32	453.57	H8.3.31 (大規模修繕)	
	天わかみ保育園	高下西町2283	S49.4.1	120	54	20	46	873.80	H12.3.24 (改築)	
	わかみ保育園	井上町330	S49.4.1	90	45	21	34	605.29	H8.4.1 (〃)	
	わんぱく保育園	日奈久上西町372-4	S49.6.1	40	17	12	9	313.00	S49.6.1 (新築)	
	光海士保育園	古閑中町1356	S50.4.1	70	40	9	35	578.28	H15.3 (改築)	
	パール保育園	西宮町1452	S50.4.1	60	24	17	29	538.74	H12.3 (〃)	
	わらび保育園	二見本町982	S51.4.1	50	16	6	9	404.84	H11.3.10 (〃)	
	揚町保育園	海士江町3428	S52.4.2	140	60	25	60	522.90	H11.9.1 (〃)	
	立	ひかり夜間保育園	築添町1625-1	S54.4.1	80	34	16	46	383.74	S54.4.1 (新築)
		若葉保育園	田中西町14-10	S54.4.1	120	58	24	48	761.33	H24.5 (新築)
太陽保育園		揚町35-2	S54.4.1	80	37	15	29	494.61	S54.6.1 (新築)	
真愛保育園		新地町1-27-4	H14.3.22	20	10	3	5	293.26	H14.4.1 (〃)	
あけぼの保育園		鏡町下有佐252	S26.6.1	60	27	16	24	426.91	S47.3.11 (〃)	
文政第二保育園		東陽町南3100-1	S28.5.1	40	14	7	15	397.21	S51.12.2 (改築)	
川岳保育園		坂本町百済来上2718-1	S34.11.1	20	5	3	2	360.00	S60.3.1 (新築)	
あさひ保育園		千丁町新牟田141-1	S43.4.1	100	31	24	42	405.00	H22.3.24 (増築)	
わかあゆ保育園		鏡町両出65-2	S43.4.1	110	43	27	46	673.21	H3.5.25 (新築)	
鏡しらぬい保育園		坂本町川嶽2371-2	S43.5.1	60	17	19	25	566.84	S57.4.30 (〃)	
有佐保育園		坂本町鶴喰2207-2	S48.12.26	50	19	11	24	302.12	S51.6 (改築)	
小計		坂本町西部ろ243-10	S55.2.20	50	25	9	16	274.00	S55.4.1 (新築)	
		鏡町野崎542	S58.3.5	50	22	11	18	374.00	H22.9.30 (大規模修繕)	
		鏡町中島1344	H17.4.1	70	37	12	27	404.25	S61.3.31 (新築)	
		鏡町貝洲826-1	H17.4.1	50	30	7	20	499.69	H2.2.26 (〃)	
合計		44園		3,480	1,494	734	1,441	3,669		
合計		56園		4,235	1,725	855	1,719	4,299		

②平成 26 年度 八代市保育所保育料表（月額）

（単位：円）

階 層 区 分		定 義	保育料の額（月額）	
			3 歳未満	3 歳以上
第 1		生活保護法による被保護世帯	0	0
非課税世帯 住民税	第 2-1	前年度市町村民税非課税世帯 （母子・父子・障害者等の世帯）	0	0
	第 2-2	前年度市町村民税非課税世帯 （第 1 階層及び第 2-1 階層を除く）	6,000	4,000
課税世帯 住民税	第 3-1	市町村民税均等割課税世帯	12,000	10,000
	第 3-2	市町村民税所得割課税世帯	13,000	11,000
所得税課税世帯	第 4-1	20,000 円未満	19,000	17,000
	第 4-2	20,000 円以上 40,000 円未満	22,000	20,000
	第 5-1	40,000 円以上 72,000 円未満	28,000	25,000
	第 5-2	72,000 円以上 103,000 円未満	31,000	27,500
	第 6-1	103,000 円以上 258,000 円未満	35,000	30,000
	第 6-2	258,000 円以上 413,000 円未満	36,000	30,000
	第 7-1	413,000 円以上 573,500 円未満	38,000	32,000
	第 7-2	573,500 円以上 734,000 円未満	40,000	32,000
	第 8	734,000 円以上	43,000	34,000

③保育料負担の軽減措置

ア 国の徴収金基準額より軽減をして、保育料を設定している。

イ 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄弟が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2 番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

ウ 生計を同一にする 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが 3 人以上で、かつ、第 3 子以降の 3 歳未満児は無料になる。

エ 階層区分は、入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の 24 年中の収入に係る所得税額の合計額（所得税額の合計がゼロの場合は、23 年中の収入に係る 24 年度住民税課税の状況）に応じて階層を決定する。

なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。（課税内容の変更については、4 月にさかのぼって適用。世帯構成の変更については、その事実が

分かった日の属する月の翌月から変更することがある。)

オ 年齢区分(3歳未満、3歳以上)は、4月1日現在の満年齢で決定する。

(2) こども(乳幼児)医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施行年月日	平成17年8月1日(平成25年3月28日一部改正)
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※平成25年10月診療分より、9歳(小学校3年生)まで対象年齢を拡大。 名称をこども医療費助成に変更。
助 成 額	医療費(通院及び入院に要した費用)の一部負担金の額(附加給付等がある場合はそれを控除した額)。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の25日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18日までの提出分 翌月の25日 19日以後の提出分 翌々月の25日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事 業 費	平成26年度 299,663千円
財 源 内 訳	県(1/2) 51,268千円 ※補助の対象は、4歳未満の乳幼児及び多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)において年齢が満4歳から満6歳到達後最初の3月31日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
H25年度実績	延べ133,986件 238,407千円

(3) 養育医療の給付

目 的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成25年4月1日(県からの権限委譲で実施)
対 象 者	出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児
事 業 内 容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支 給 額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分は乳幼児(こども)医療費助成の助成対象となる。
事 業 費	平成26年度 13,048千円
財 源 内 訳	国(1/2) 5,822千円 県(1/2) 2,911千円
H25年度実績	延べ74件 7,758千円

(4) ひとり親家庭等医療費の助成

目 的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事 業 内 容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成17年8月1日(平成20年4月1日一部改正)
対 象 者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童

父子家庭の父及びその者が扶養している児童

父母のない児童

※対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20歳未満の児童を扶養している者をいう。

助成額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）の3分の2を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支払時期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の20日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18日までの提出分 翌月の20日 19日以後の提出分 翌々月の20日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事業費	平成26年度 34,572千円
財源内訳	県（1/2） 17,266千円
H25年度実績	延べ19,380件 36,029千円

（5）児童手当

目的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
事業内容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。
施行年月日	平成24年4月1日
対象者	0歳から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している者
支給額（月額）	～3歳児未満 15,000円 3歳以上～小学校修了前第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 特例給付（受給者が所得制限限度額超過）※平成24年6月分から 0歳～中学生 5,000円
支払時期	6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給する。
事業費	平成26年度 2,074,558千円
財源内訳	国1,445,467千円 県314,544千円
H25年度実績	延べ185,840件 2,088,025千円

（6）児童扶養手当

目的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
事業内容	子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。
対象者	次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

- ②父または母が死亡した児童（遺族年金受給世帯は除く）
- ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童（児童が障害年金の加算対象の場合は除く）
- ④父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支給額 (平成26年4月分から)

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額41,020円	月額41,010円～9,680円
〃 2人	加算額 5,000円	
〃 3人目以降	1人につき加算額3,000円	

支給制限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者扶養義務者
	全部	一部	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

支払時期 4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給する。

事業費 平成26年度 759,971千円

財源内訳 国(1/3) 253,323千円

H25年度実績 受給者 1,603人 773,663千円

(7) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

目的 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。

事業内容 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。

施行年月日 平成17年8月1日（平成25年4月1日一部改正）

対象者 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人

- ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること
- ②対象資格の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）

対象資格	看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士 社会 福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師 薬 剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士
支給期間	修業期間の全期間（上限は2年間）
支給額	平成25年度以降の入学者においては、市町村民税非課税世帯は月額10万円、同課税世帯は月額7万500円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税課税か非課税により金額差あり)が支給される。(H25年4月1日改正)
事業費	平成26年度 22,846千円
財源内訳	国(3/4) 15,230千円
H25年度実績	26,943千円

(8) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

目的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事業内容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成17年8月1日（平成25年4月1日一部改正）
対象者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること ②講座受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと ③支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ④過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）
対象講座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②就職に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの ③前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
支給額	対象講座の受講のために支払った費用の2割に相当する額。 ただし、上限は10万円、下限は4千円とする。
事業費	平成26年度 40千円
財源内訳	国(3/4) 30千円
H25年度実績	44千円

(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業

目的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事業内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象世帯 対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人
 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、
 または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、
 学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一
 時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を
 営むのに支障が生じている家庭
 支給内容 ①生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅）
 ②子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）
 利用者負担

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0 円	0 円
市県民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
前記以外の世帯	150 円	300 円

事業費 平成 26 年度 66 千円
 財源内訳 県（2/3） 49 千円
 H25 年度実績 67 千円

(10) 地域子育て支援拠点事業

目的 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる
 環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や
 子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。
 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の
 設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て
 の不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進
 ②子育て等に関する相談、援助の実施
 ③地域の子育て関連情報の提供
 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 ⑤地域支援活動の実施

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 実施施設 6 カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代
 ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）

事業費 平成 26 年度 44,718 千円
 財源内訳 国（1/3） 県（1/3） 29,812 千円
 H25 年度実績 48,863 千円

(11) 病児・病後児保育事業

目的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資
 質の向上に寄与することを目的とする。

事業内容 保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察
 により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等にお
 ける日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な

場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象児童 0 歳～小学校 3 年生まで
 実施施設 2 カ所（八代乳児院内子育て支援棟「キッズルーム」、横手新町谷口ハイツ 201「キッズケアホーム」）
 利用者負担 生活保護世帯 無料
 市民税非課税世帯 1,000 円/人
 それ以外の世帯 2,000 円/人
 ※連続して利用する場合、2 日目以降 1,000 円/人
 事業費 平成 26 年度 24,250 千円
 財源内訳 県 (2/3) 16,166 千円
 H25 年度実績 13,633 千円

(12) 子育て短期支援事業

目的 一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
 事業内容 一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。

- ①ショートステイ
- ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象児童 0 歳～18 歳まで
 実施施設 2 カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）
 利用者負担

区 分		ショートステイ	トワイライトステイ	
			夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2 歳未満児	0 円	0 円	0 円
	2 歳以上児	0 円		
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2 歳未満児	1,100 円	300 円	600 円
	2 歳以上児	1,000 円		
一般世帯	2 歳未満児	5,000 円	750 円	1,350 円
	2 歳以上児	2,750 円		

事業費 平成 26 年度 875 千円
 財源内訳 国 (1/2) 437 千円
 H25 年度実績 824 千円

(13) 放課後児童健全育成事業

目的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事業内容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 対象児童 小学校の児童
 委託料 開設日数及び児童数により年額 1,193 千円から 3,893 千円(平成 25 年度)
 ※その他、長時間開設加算、障害児受入推進費等あり
 実施クラブ 26 クラブ

事業費 平成 26 年度 92,441 千円
 財源内訳 県 (2/3) 61,627 千円
 H25 年度実績 86,767 千円

(14) こどもプラザ事業

目的 気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。

事業内容 ①地域子育て支援拠点事業
 主に乳幼児（0～3 歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。
 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 ・子育て等に関する相談・援助の実施
 ・地域の子育て関連情報の提供
 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

②ファミリー・サポート・センター事業
 地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

実施年月日 平成 19 年 9 月 3 日

設置場所 こどもプラザすくすく（八代ショッピングセンター2 階）
 ※平成 26 年 6 月に、こどもプラザわくわく（イオン八代ショッピングセンター2 階）を開設。

事業費 平成 26 年度 26,663 千円
 財源内訳 国 (1/2) 4,134 千円 県 (1/2) 4,134 千円
 H25 年度実績 9,581 千円

(15) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	通町 10-32	明治 33 年	58 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

- 目 的 在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
- 施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 助成対象 次の各号の条件に該当する者
- ①八代市に引き続き 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者
 - ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
 - ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者
 - イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児）
 - ウ 療育手帳 A1 または A2 を所持する者（児）
 - ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者
- 助成の対象となる軽費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分で、要介護高齢者等が利用しやすいようにするための改造に必要な経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。
ただし、改造を行うときに増築または改築を伴うことがやむを得ないと認められた場合は、その認められた範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
- 助成額 助成対象限度額 70 万円

改造実施者の属する世帯の階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	生計中心者の当該年度分市民税非課税世帯	3 分の 3
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

(2) 後期高齢者医療制度

目的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上および65歳以上で一定の障害がある人を対象に新たに創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対象者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：21,989人(H26.3.31現在)

事業内容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
 - ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・被保険者証の交付
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係および滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の発行・交付
 - ・療養費関係支給申請書および届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
 - ・被保険者資格の認定・管理
 - ・被保険者証の発行
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定および支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額 55万円

ア 熊本県の均一保険料（平成26、27年度）

均等割額 47,900円 所得割率 9.26%

イ 軽減措置

- a 平成26年度においては、前年度に引き続き、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が9割、8.5割、5割、2割軽減され、「総所得金額等」が91万円以下の人は、所得割額が5割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、均等割額の9割が軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を自己負担する。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。(事前に口座登録必要)

自己負担限度額

区 分	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 + (医療費-267,000 円) × 1% (4回目以降は 44,400 円)
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額

区 分	年額(各年8月～翌年7月)
現役並み所得者	67 万円
一 般	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円

カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)

被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担する。

キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)

急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額立て替え払いし、後から市町村窓口申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。

ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)

被保険者が死亡したときは、葬祭を行う者に対して葬祭費が2万円支給される。

事業運営年度推移（実績）

（金額単位：財政状況・千円）

項 目		年 度						
		H21	H22	H23	H24	H25		
被保険者数（年間平均・人）		20,314	20,909	21,331	21,723	21,936		
人 口（年間平均・人）		135,057	134,236	133,450	133,193	132,487		
加 入 率	対人口比（％）	15.0	15.6	16.0	16.3	16.6		
賦 課	保 険 料 率	所得割率（％）	8.62	9.03	9.03	9.26	9.26	
		均等割額（円）	46,700	47,000	47,000	47,900	47,900	
調 定 額（千 円）		1,001,004	1,033,381	1,044,978	1,081,894	1,082,969		
一人当たりの調定額（現年度分）（円）		49,277	49,423	48,989	49,804	49,369		
賦 課 限 度 額（円）		500,000	500,000	500,000	550,000	550,000		
財 政 状 況	歳 入	保 険 料	特 別 徴 収	640,719	712,832	726,524	729,924	732,703
			普 通 徴 収	341,859	302,535	299,283	332,353	331,954
			滞 納 繰 越 分	6,802	5,682	4,946	6,174	5,864
		使 用 料 及 び 手 数 料		913	339	250	271	226
		繰 入 金	事 務 費 繰 入 金	67,727	75,128	76,909	77,164	75,293
			保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	390,458	408,893	419,867	437,272	446,753
		繰 越 金		26,833	24,402	25,586	25,496	29,879
		諸 収 入	延 滞 金 及 び 過 料	—	—	—	—	—
			保 険 料 還 付 金	1,540	1,258	1,692	1,417	963
			還 付 加 算 金	2	—	—	6	1
	受 託 事 業 収 入		13,365	9,625	9,939	11,373	11,128	
	特 別 調 整 交 付 金		—	—	—	—	—	
	臨 時 特 例 基 金		—	—	—	—	—	
	預 金 利 子		1	1	1	1	1	
	雑 入		463	—	6	6	8	
	返 納 金		—	97	11	—	23	
	国 庫 支 出 金		11,550	—	—	—	—	
	歳 入 合 計		1,502,232	1,540,792	1,565,014	1,621,457	1,634,796	
	歳 出	総 務 費	一 般 管 理 費	60,462	63,865	62,105	62,998	59,347
			徴 収 費	18,018	5,482	9,205	8,962	11,363
広 域 連 合 納 付 金		保 険 料 納 付 金	991,811	1,019,866	1,030,842	1,064,068	1,070,719	
		保 険 基 盤 安 定 負 担 金	390,458	408,893	419,867	437,272	446,753	
健 康 保 持 増 進 事 業 費		15,505	15,839	15,803	16,850	15,945		
諸 支 出 金		保 険 料 還 付 金	1,573	1,262	1,696	1,422	987	
		還 付 加 算 金	2	—	—	6	1	
歳 出 合 計		1,477,829	1,515,207	1,539,518	1,591,578	1,605,115		
一 般 会 計	歳 入	県 支 出 金	保 険 基 盤 安 定 負 担 金	292,843	306,670	314,900	327,954	335,065
		諸 収 入	雑 入	299	40,091	36,894	20,122	49,021
		歳 入 合 計		293,142	346,761	351,794	348,076	384,086
	歳 出	特 別 会 計 繰 出 金		458,185	484,021	496,777	514,436	522,047
		広 域 連 合 負 担 金	共 通 経 費	80,637	69,412	49,063	57,578	56,979
			療 養 給 付 費	1,372,814	1,453,025	1,503,885	1,565,557	1,574,214
歳 出 合 計		1,911,636	2,006,458	2,049,725	2,137,571	2,153,240		

(3) 介護保険事業

事業開始	平成 12 年 4 月 1 日
第 1 号被保険者数	39,584 人 (平成 26 年 3 月末現在)
第 1 号被保険者のいる世帯数	27,798 世帯 (平成 26 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 65 歳以上の第 1 号被保険者
- ・ 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である第 2 号被保険者

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割を負担する。

また、認定審査で非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者 (二次予防対象者) を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5% である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、平成 24 年度から 26 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者 29%である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者 29%、包括的支援事業及び任意事業では、国 39.5%、都道府県 19.75%、市町村 19.75%、第 1 号被保険者 21%の財源構成とされている。

b 保険料

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上の者)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市においての、平成 24 年度から 26 年度の 3 年間の基準額は、月額 5,400 円と設定している。

- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階区分別の対象者

所得段階区分	対 象 者	割合	基準額 (5,400 円)	H24～26 年度 年間保険料額
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.5	基準額×12 カ月×0.5	32,400 円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.5	基準額×12 カ月×0.5	32,400 円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で第2段階以外	0.75	基準額×12 カ月×0.75	48,600 円
第4段階	本人は市町村民税非課税で世帯内に課税者がいるが、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.9	基準額×12 カ月×0.9	58,300 円
第5段階	本人は市町村民税非課税だが第4段階に該当せず、世帯内に課税者がいる	1.0	基準額×12 カ月×1.0	64,800 円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得が190万円未満	1.25	基準額×12 カ月×1.25	81,000 円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得が190万円以上	1.5	基準額×12 カ月×1.5	97,200 円

イ 介護保険給付の種類 (H26.4.1 現在)

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護・介護予防訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護・介護予防通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 複合型サービス（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）

c 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

ウ 介護保険サービス事業者数（H26.4.1現在）

a 介護保険施設

介護老人福祉施設（10施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町 2905	60名	7,236件	2,048,132,302円
	八代市日奈久塩南町 54（みなみ園）	60名		
あさひ園	八代市上日置町 2345	50名		
すずらの里	八代市葭牟田町 435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町 2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町 4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本 1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田 1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出 880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南 752-1	30名		

介護老人保健施設（6施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80名	6,540件	1,792,151,769円
向春苑	八代市大福寺町 2411-3	80名		
アメニティゆうりん	八代市古閑浜町 3401	85名		
皇寿園	八代市高島町 4218	75名		
とまと	八代市郡築一番町 180-1	100名		
かがみ苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80名		

介護療養型医療施設（7施設）

施設名	住所	入所定員	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
丸田病院	八代市萩原町1丁目5-22	54名	1,871件	617,405,310円
八代敬仁病院	八代市海士江町2817	37名		
八代市医師会立病院	八代市平山新町4438-3	50名		
平成病院	八代市大村町720-1	20名		
ちりふ内科	八代市豊原中町2299-1	6名		
林整形外科医院	八代市高下西町1426	7名		
持永外科胃腸科医院	八代市平山新町4472-3	6名		

※介護保険3施設の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む

※介護保険3施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）（H26.4.1現在）

サービス内容	事業者数	利用件数 (H25年度)	給付費 (H25年度)
訪問介護（介護予防）	66	25,809件	1,512,284,740円
訪問入浴介護（介護予防）	2	620件	36,635,517円
訪問看護（介護予防）	117	3,925件	272,000,936円
訪問リハビリテーション（介護予防）	88	146件	4,054,344円
居宅療養管理指導（介護予防）	202	2,463件	24,746,526円
通所介護（介護予防）	72	33,698件	2,220,045,236円
通所リハビリテーション（介護予防）	11	12,495件	800,783,217円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	3,635件	276,563,793円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	639件	39,875,570円
短期入所療養介護（介護予防：療養型）	7	61件	5,170,771円
福祉用具貸与（介護予防）	16	27,410件	316,174,395円
特定福祉用具販売（介護予防）	16	679件	16,745,708円
住宅改修（介護予防）		540件	45,839,773円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	1	367件	66,924,777円
介護予防支援・居宅介護支援	63	58,060件	601,731,448円

地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	7	1,715 件	206,125,407 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,047 件	385,691,121 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援2）	17	2,150 件	526,149,432 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	341 件	68,332,347 円
地域密着型介護老人福祉施設	3	628 件	179,358,015 円
地域密着型複合型サービス	2	0 件	0 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額（H26.4.1 現在）

要介護度（支援）	利用限度額（1 カ月）	要介護度	利用限度額（1 カ月）
要支援 1	50,030 円	要介護 1	166,920 円
要支援 2	104,730 円	要介護 2	196,160 円
		要介護 3	269,310 円
		要介護 4	308,060 円
		要介護 5	360,650 円

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

施行年月日 平成 20 年 4 月 1 日

八代市介護認定審査会委員の定数は、98 人以内とする。

審査会委員の定数

介護認定審査会委員の構成 委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員数 97 人（保健：24 人 医療：35 人 福祉：38 人）（H24.4.1 現在）

合議体 八代市介護認定審査会は、14 の合議体を置く。

1 の合議体を構成する委員の定数は、7 人とする。

介護認定審査会委員の任期 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 285 回 申請者数（延べ人数） 10,228 人

要介護・要支援認定者実人数（H26.3.31 現在）

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,005 人	864 人	1,391 人	1,485 人	1,319 人	1,106 人	1,047 人	793 人
	10.8%	17.4%	18.5%	16.5%	13.8%	13.1%	9.9%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目 的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補助概要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

H25 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

H25 年度実績 件数 80 件 助成金額 160,000 円

（４）地域支援事業

①いきいきサロン事業

目 的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通じた社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり（人づくり）」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。

施行年月 平成 12 年 4 月 1 日

対 象 者 本市に住所を有するおおむね 60 歳以上の高齢者

事業概要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるように、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクレーション等を行う。

H25 年度実績 サロン数 218 カ所

参加者数 延べ 46,200 人

実施回数 3,358 回

②ふれあい高齢者訪問奉仕

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
業務委託先 八代市老人クラブ連合会
対 象 者 ひとり暮らし及び寝たきり老人
H25 年度実績 訪問延べ人数 24,514 人
訪 問 回 数 (1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

③高齢者短期入所事業 (ショートステイ)

目 的 高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に八代市養護老人ホーム保寿寮で預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

対 象 者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの

イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの

ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの

施 設 養護老人ホーム「八代市立保寿寮」

期 間 原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。

利 用 料 1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円）

H25 年度実績 延べ 5 件 延べ 36 日

④八代市家族介護用品支給事業

目 的 在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護用品を支給し衛生面の向上及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 4 月 1 日）

受給対象者

ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者

・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支給用品 紙おむつ・尿取りパッド・ドライシャンプー・清拭剤など
 支給の方法 月額 8,000 円の支給券を支給
 H25 年度実績 延べ 706 件

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）
 対象者 おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人
 設置台数 501 台（H26. 3. 31 現在）
 事業内容 独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目的 食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。

施行年月 平成 17 年 8 月 1 日
 対象者 本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの
 ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの
 イ その他市長が特に必要と認めたもの

事業内容 ア 居宅への食事の配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 2 回以内とし、昼食又は夕食とする。
 イ 配食の際における安否確認

H25 年度利用実績 配食数 30, 738 食

⑦ひとり暮らし福祉電話

実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
 貸与対象者 八代市に 3 カ月以上居住する低所得の 65 歳以上のひとり暮らしの老人
 現在設置台数 28 台 貸与期間 5 年（H26. 3. 31 現在）
 通話料金 利用者の自己負担

⑧八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成 19 年 4 月 1 日
 主な業務 ・総合相談
 ・介護予防ケアマネジメント
 ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
 ・包括的・継続的ケアマネジメント

設置数 6 カ所

⑨あんしん相談センター

実施年月日 平成 18 年 4 月 1 日
 対象者 おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族
 事業内容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、

地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設置数 2カ所

(5) 高齢者福祉施策

①長寿者祝い事業

目的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成17年8月1日（改正：平成26年4月1日）

受給資格 本市に引き続き1年以上住所を有している者（住民基本台帳または外国人登録原票に登録された者）

ア 誕生日において100歳に達した者

イ 誕生日において最高長寿者

祝い金及び祝品

ア 100歳到達者には、表彰状・花束を贈呈する

イ 最高長寿者には、表彰状・花束・記念品を贈呈する

②老人クラブ結成状況

結成数 151クラブ 会員数7,580人（H26.3月末現在）

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設立 昭和61年1月22日

事務所所在地 八代市古城町1719番地の2（シルバーワークプラザ八代内）

目的 センターは定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事業概要 会員 925人（平成26年3月末現在）

役員 任期2年

理事長（1人）、副理事長（1人）、理事（7人）、

監事（2人）、職員（事務局）10人

平成26年度事業計画（基本方針994人（平成25年3月末現在）

ア 「自主・自立・共働・共助」理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業運営の適正化と事業の拡充を図る。

イ シルバー人材センターの主旨に賛同し、就業意欲のある会員の入会を促進する。

ウ 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。

エ 財政基盤の確保を図る。

オ 就業の適正化と会員の公平な就業の促進を図る。

カ 事務局体制の整備を図る。

④シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
会議室1	610円	820円	820円	2,260円
会議室2	610円	820円	820円	2,260円
会議室3	610円	820円	820円	2,260円
研修作業室	820円	1,130円	1,130円	3,080円

所 在 地 八代市古城町 1719-2

工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日

敷地面積 2,207 m²

延床面積 622 m²

⑤西松江城老人憩いの家

事業内容 ア 各種集会に場所を提供すること
 イ 身上、健康等の各種相談に応じること
 ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
 エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使用範囲 ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
 イ その他市長が特に利用を認める者

使 用 料

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切（浴場を除く）の場合、1 日につき 2,050 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日

（施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載）

H25 年度利用実績 延 6,259 人 1,253,100 円

⑥老人ホーム

○保寿寮（養護老人ホーム）（八代市日奈久平成町 1-1）

（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 設 昭和 23 年 6 月 1 日（西小路町に設置、その後、昭和 39 年 9 月古城町、昭和 43 年 5 月日奈久塩北町 2994-1、平成 6 年 4 月に現在地に移転）、平成 26 年 4 月 1 日八代市社会福祉事業団へ施設譲渡
 （土地は無償貸与）

4 障がい者（児）福祉

（１）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登録数

（平成 25 年度末現在 単位：人）

障害区分 \ 級区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視 覚 障 害	164	136	24	27	56	35	442
聴覚・平衡機能障害	21	200	92	163	4	206	686
音声、言語、そしゃく機能障害	0	2	26	26	0	0	54
肢 体 不 自 由	781	730	612	876	353	161	3,513
内 部 障 害	1,319	5	142	644	0	0	2,110
合 計	2,285	1,073	896	1,736	413	402	6,805

②療育手帳台帳登録数

（平成 25 年度末現在 単位：人）

A1	A2	B1	B2	計
200	235	383	406	1,224

③精神障害者保健福祉手帳台帳登録数

（平成 25 年度末現在 単位：人）

1 級	2 級	3 級	計
369	697	71	1,137

（２）障害福祉サービス給付事業

目 的 障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

事業内容

①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・共同生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助

※平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に「難病等」が加わった。

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

平成 25 年度実績 支給額 2,025,546,266 円

(3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(平成 25 年度実績)

補装具名		交 付				修 理			
		件数	金 額 (円)			件数	金 額 (円)		
			公費	自己負担	計		公費	自己負担	計
盲人安全つえ	者	6	23,715	849	24,564	0	0	0	0
補 聴 器	者	52	3,247,486	108,540	3,356,026	18	268,574	4,559	273,133
	児	4	518,689	31,434	550,123	10	186,244	17,603	203,847
義 肢	者	7	1,639,784	37,776	1,677,560	6	252,094	26,520	278,614
	児	0	0	0	0	1	98,819	10,979	109,798
装 具	者	62	4,246,317	113,193	4,359,510	11	112,228	1,070	113,298
	児	21	1,807,964	98,411	1,906,375	2	30,488	0	30,488
電 動 車 い す	者	1	525,684	37,200	562,884	15	829,090	0	829,090
	児	0	0	0	0	1	15,656	0	15,656
車 い す	者	16	3,629,936	40,558	3,670,494	52	2,520,284	55,457	2,575,741
	児	5	1,536,167	89,439	1,625,606	7	735,189	70,199	805,388
歩 行 補 助 つ え	者	5	39,784	780	40,564	0	0	0	0
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	者	17	4,588,445	39,414	4,628,639	3	59,122	0	59,122
	児	4	1,027,759	58,756	1,086,515	1	146,642	16,293	162,935
計	者	166	17,941,151	378,310	18,319,461	105	4,041,392	87,606	4,128,998
	児	34	4,890,579	278,040	5,168,619	22	1,213,038	115,074	1,328,112

(4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療(治療)を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がい除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障害	人工透析療法、CAPD(腹膜透析)、シャント作成術、じん臓移植術、じん臓移植術後の抗免疫療法
心臓機能障害	弁置換術、心房(室)欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髄炎手術、骨接合術(偽関節の際は該当)、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断(再切断や断端形成術の場合は該当)、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法
訪問看護	形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPDの管理、中心静脈栄養の管理
視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障害	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障害	外傷性(顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など)薬物や暗示療法など
小腸機能障害	中心静脈栄養法など
肝臓機能障害	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成25年度実績	給付延べ件数 8,670件 医療給付費 172,844,749円

(5) 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。※平成25年4月からの権限移譲事務

対象となる疾患

対象障害	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障害	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障害	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障害	(心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全(腹膜透析、腎移植) (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスプルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	

給付の範囲 ○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他

財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成 25 年度実績	給付延べ件数 102 件
	医療給付費 4,692,737 円

(6) 地域生活支援事業

目的	障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
施行年月日	平成 18 年 10 月 1 日
事業内容	<p>①相談支援事業 障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>②理解促進研修・啓発事業 障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。</p> <p>③地域活動支援センター事業 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>④意志疎通支援事業 聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。</p> <p>⑤日常生活用具等給付事業 重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。</p> <p>⑥移動支援事業 障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。</p> <p>⑦訪問入浴サービス事業 自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。</p> <p>⑧日中一時支援事業 障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。</p> <p>⑨手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。</p> <p>⑩社会参加促進事業 ・障がい者スポーツ大会開催事業 ・点字・声の市報発行事業</p>

・自動車運転免許取得・改造助成事業

⑪知的障害者職親委託制度事業

就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

⑫福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑬成年後見制度利用支援事業

知的障害者、精神障害者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成25年度実績 事業費 108,992,561円

(7) 障がい児通所支援事業

目的 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童に対し、児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成24年4月1日

事業内容

①児童発達支援

未就学の障がい児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

④保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4
平成25年度実績 事業費 187,589,900円

(8) 重度心身障がい者(児)の医療費助成

目的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。

①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。

②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障

	がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。
	③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。
	④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受給資格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。
	①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。
	②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支給の内容	①重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局、その他の医療機関に支払った本人又は保護者に対して、重度心身障がい者医療費助成金（以下「助成金」という）を次の区分により支給する。
	ア 通院については、自己負担額から1,020円を引いた額
	イ 入院については、自己負担額から2,040円を引いた額
	②次の各号に規定するものについては、助成金の対象としない。
	ア 入院時食事費の標準負担額
	イ 訪問看護利用料（介護保険対象分）
	ウ 老人保健施設の利用料
	エ 差額ベッド料
	オ 保険給付対象外の容器代等
	カ 身体障がい者（児）の補装具の交付又は修理に係る徴収金
	キ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護医療、及び障がい児施設医療以外の公費負担医療に係る自己負担金
	[例] 結核一般患者の適正医療の給付（感染症法第37条の2）に係る5%の患者負担額など
	③重度心身障がい者の属する世帯の前年の所得が、その人員の数に応じ定める額を超えるとき、その年の8月から翌年7月までは支給の対象としない。
財源内訳	県1/2、市1/2
登録者	3,807人（平成26年3月31日現在）
平成25年度実績	助成延べ件数 50,280件
助成金額	276,147,646円

（9）特別障害者手当等の支給

①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されることに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られる。

支給対象 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）

対象外 施設入所者、3カ月以上の入院者

手当額 平成26年4月現在：月額 26,000円

②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活にお

いて常時介護を必要とするもの（所得制限有）
対 象 外 施設入所者
手 当 額 平成 26 年 4 月現在：月額 14,140 円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの
（新規認定なし）
手 当 額 平成 26 年 4 月現在：月額 14,140 円

(10) その他の障がい者福祉

身体障害者福祉電話

設 置 昭和 50 年 6 月 24 日
貸与対象者 八代市に 3 カ月以上居住し、現に電話を保有しない低所得世帯（原則として所得税非課税世帯）に属する外出困難な在宅の重度障がい者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級）でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として福祉電話の必要があると認められるもの。
貸与期間 5 年、現在設置台数 9 台（H26. 3. 31 現在）
電 話 料 金 使用者の自己負担

(11) 心身障害者施設

①八代市のぞみ母子センター（障害児通所支援事業、八代圏域地域療育センター事業） （八代市西松江城町 2-17）

設置年月日 昭和 50 年 6 月 1 日
（施設内等は総合福祉センター内に設置につき同項に記載）
設 置 目 的 八代市地域療育推進事業に定める療育事業を実施する。
管 理 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職 員 数 7 人（施設長 1、サービス管理者 1、指導員 4、相談員 1）
事 業 内 容
ア 障害児通所支援事業
①児童発達支援事業
未就学の障害児及び、心身の発達に心配のある就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行なう。
②放課後等デイサービス
就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行なう。
利用定員 10 人（1 日）
利用者現数 87 人（登録者）（H26. 3. 31 現在）
イ 八代圏域地域療育センター事業
障害児及びその疑いがある児童、及びその保護者と家族に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等を行う。（療育相談員設置事業、在宅支援訪問指導事業、在宅支援外来療育事業、施設支援一般療育事業を実施。）

②八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町 1704）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設置年月日	平成 20 年 6 月 1 日
設置目的	障がい者が働く意欲と能力を發揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。
施設種別	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所
工期	着工 平成 19 年 7 月 13 日 竣工 平成 20 年 5 月 25 日
工事費	624,000 千円
敷地面積	6,733.44 m ²
建物面積	2,243.71 m ²
建物の構造	鉄骨造平屋建
施設内容	本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ 別棟：買物カゴ洗淨作業場、ポンプ室
定員	77 人
現員数	83 人（H26.3.31 現在）
事業内容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援 B 型事業 ウ 生活介護事業
生産活動	パン製造・販売、買物カゴ洗淨、印刷、軽作業、公園作業
運営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職員数	18 人

5 国民年金

(1) 加入状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
被保険者	第1号被保険者	(人)	23,283	22,246	21,381	20,733	19,934
	任意加入	(人)	280	292	277	234	210
	小計	(人)	23,563	22,538	21,658	20,967	20,144
	第3号被保険者	(人)	7,556	7,405	7,251	7,093	6,887
	合計	(人)	31,119	29,943	28,909	28,060	27,031

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
被保険者	法定免除	(人)	1,541	1,576	1,633	1,642	1,639
	申請免除	(人)	7,015	5,730	7,289	7,238	7,472
	合計	(人)	8,556	7,306	8,922	8,880	9,111
	免除率	(%)	36.7	32.9	41.7	42.8	45.7

(2) 国民年金保険料

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
定額保険料	(円)	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040	
付加保険料	(円)	400	400	400	400	400	

(3) 納付状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
納付対象月数	(月)	190,518	177,820	165,925	144,170	136,400	
納付月数	(月)	122,707	114,372	107,119	93,002	89,234	
納付率	(%)	64.4	64.3	64.6	64.5	65.4	

(4) 適用状況

区分		年度	H21	H22	H23	H24	H25
学 生	適用(人)	432	464	440	410	429	
適用もれ者	適用(人)	1,138	781	732	798	858	
20歳到達者	適用(人)	533	474	606	517	512	
第2号被保険者からの移行者	適用(人)	2,588	2,005	2,245	2,358	2,268	
外国からの転入	適用(人)	178	138	192	287	315	
その他	適用(人)	772	596	637	637	780	
合計	適用(人)	5,641	4,458	4,852	5,007	5,162	

(5) 保険料及び年金額

保険料 (平成26年4月改正)	定額保険料	改正後	改正前
	付加保険料	15,250円	15,040円
年金額 (平成26年4月改正)	老齢基礎年金	400円	400円
	障害基礎年金1級	772,800円	786,500円
	2級	966,000円	983,100円
	子の加算	772,800円	786,500円
	遺族基礎年金	222,400円	226,300円
	子の加算	772,800円	786,500円
	子の加算	222,400円	226,300円

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町2-17）

設置	昭和50年4月1日
設置目的	社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。
敷地面積	1,851.51 m ²
工期	着工 昭和49年9月30日 竣工 昭和50年3月25日
建物の構造	鉄筋コンクリート2階建
建物	本館 855.36 m ² (1・2階とも 427.68 m ²) 別館 178.17 m ² (老人憩いの家)
施設内容	本館1階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ 機械室、倉庫 本館2階 相談室、会議室、遊戯室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室 別館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室
工事費	125,370千円
財源内訳	国庫補助金（工業再配置促進費補助金）100,000千円 一般財源 21,417千円
使用料	

区分	9時～12時	13時～17時	9時～17時
遊戯室	610円	820円	1,230円
講習室	660円	920円	1,330円
会議室	410円	610円	920円

(2) 坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬1307）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

設置	平成8年3月1日
敷地面積	12,964 m ²
工期	着工 平成6年6月22日 竣工 平成8年2月26日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建物	センター 1,298.66 m ² 車庫 61.5 m ²
施設内容	玄関、事務室(社協)、ロビー、談話コーナー、ステージ、食堂、厨房、休憩室、保健室、相談室、ボランティア室、湯沸室、機能回復訓練室、日常生活訓練室、浴室、脱衣室、作業室特殊浴室、洗濯室、研修室、会議室、便所(7カ所)、身障者便所(2カ所)、倉庫(5カ所)、作業室、外部機械室
工事費	562,319千円
財源内容	国庫負担金 123,755千円 県補助金 61,879千円 地方債 290,800千円 一般財源 85,885千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する介護予防通所介護に関すること ③地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業 ④生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業 ⑤健康増進に関する事業 ⑥地域福祉活動事業 ⑦幼児児童健全育成事業 ⑧その他市長が必要と認める事業

使 用 料

区 分		料 金
入 浴 料		1 回につき 100 円
訓 練 機 器		1 回につき 100 円
施設使用料	会議室・研修室等	1 団体の 1 時間につき 250 円

(3) 千丁地域福祉保健センター（八代市千丁町新牟田 1433）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

工 期	着工 平成 6 年 10 月 13 日	竣工 平成 8 年 2 月 23 日
敷地面積	4,409 m ² （千丁地域総合福祉・文化センター全体）	
建 物	鉄筋コンクリート 2 階建一部 3 階建瓦葺屋根	
延床面積	4,450.76 m ² （千丁文化センターを含む）	
主な施設	浴室、休憩室、1 階大広間（つばめ）、2 階和室（もくせい、きく）、 ホビールーム、食堂、展示ギャラリー、ホール、機械室、事務室等	
総 工 費	2,451,192 千円	
	（財源内訳）地 方 債	1,727,400 千円
	基 金	611,110 千円
	一 般 財 源	112,682 千円

(4) 鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

設 置	平成 4 年 3 月 27 日	
敷地面積	5,713.3 m ² （鏡老人デイサービスセンターと共有）	
工 期	着工 平成 3 年 10 月 26 日	竣工 平成 4 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄骨平屋造（一部コンクリートブロック補強造）	
建 物	建物面積 699.5 m ² 延床面積 377.5 m ² （福祉センター部分）	
施設内容	玄関、ホール、事務室、浴室（男）、浴室（女）、集会室、休憩室、 ステージ、娯楽室、静養室、相談室 A、相談室 B、機械室、倉庫	
工 事 費	111,001 千円	
財源内訳	国庫補助金 48,173 千円	}（鏡老人デイサービスセンター分を含む）
	地 方 債 61,600 千円	
	一 般 財 源 1,228 千円	
事 業	①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導事業 ②老人の生業及び就労等の指導 ③老人の後退機能の回復訓練 ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	

使 用 料

区 分	使用料
市 内	1 日 100 円
市 外	1 日 200 円

(5) 鏡老人デイサービスセンター (八代市鏡町鏡村 720) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

設置	平成 3 年 3 月 27 日
敷地面積	5,713.3 m ² (鏡地域福祉センターと共有)
工期	着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄骨平屋造 (一部コンクリートブロック補強造)
建物	建物面積 699.50 m ² 延床面積 322 m ² (デイサービスセンター部分)
施設内容	機能訓練室、娯楽室、浴室(男)、浴室(女)、調理室、静養室、相談室 A
工事費	111,001 千円
財源内訳	国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円 一般財源 1,228 千円
	} (鏡地域福祉センター分を含む)
事業	①介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護に関すること ②介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に関すること
使用料	介護保険法等に定める額

(6) 東陽地域福祉保健センター (八代市東陽町南 1075) (※指定管理者制度導入・H21 年度～)

工期	着工 平成 7 年 1 月 25 日 竣工 平成 7 年 11 月 10 日
敷地面積	3,401.92 m ²
建物	鉄筋コンクリート造
延床面積	1846.47 m ²
主な施設	浴室、特別浴室、調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
総工費	543,396 千円
	(財源内訳) 国・県補助金 234,018 千円 地方債 265,100 千円 一般財源 44,278 千円

(7) 泉地域福祉センター (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

設置	平成 6 年 3 月 22 日
敷地面積	10,830 m ² (泉憩いの家と共有)
工期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
(工期増築分)	着工 平成 16 年 10 月 5 日 竣工 平成 17 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
建物	デイサービス部門 800.44 m ² 居住部門 364.56 m ² (増築分含む) ヘルパーステーション他 147.00 m ²
施設内容	デイサービス部門 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所 居住部門 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下 ヘルパーステーション他 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下

工 事 費	440,298 千円	
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円	} (泉憩の家分も含む)
	県 支 出 金 21,730 千円	
	地 方 債 224,500 千円	
	基 金 等 142,000 千円	
	一 般 財 源 8,608 千円	
増築工事費	29,591 千円	
増築財源内訳	県補助金 19,892 千円	} (居住部門増築分)
	地 方 債 9,100 千円	
	一 般 財 源 599 千円	
事 業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する介護予防通所介護に関すること ③居住部門事業 ④一般入浴事業	

使 用 料

区 分		大 人	子 供
一般入浴	市内	100 円	50 円
	市外	200 円	100 円
居住部門		光熱水費 1 人部屋 1,500 円/月 2 人部屋 3,000 円/月 他使用料は八代市泉地域福祉センター条例第 13 条による。	
デイサービス		介護保険法等に定める額	

(8) 柿迫いきがいセンター (八代市泉町柿迫 5157-2) (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

設 置	平成 15 年 4 月 9 日
工 期	着工 平成 14 年 10 月 9 日 竣工 平成 15 年 3 月 4 日
建物の構造	鉄筋コンクリート平屋建、シングル葺
建 物	267.35 m ²
施 設 内 容	世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工 事 費	40,804 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 26,101 千円
	地 方 債 12,900 千円
	一 般 財 源 1,803 千円
事 業	①入浴サービス ②その他、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認められること

使 用 料

区 分	項 目	細項目	料 金	備 考
施設利用料 (団体のみ)	65才以上 (障害者を含む)		無 料	市 外 者 の 使 用 料 は 2 倍 と す る
	一 般	10人未満	1人当たり 100円	
		10人以上	1,000円	
入浴利用料	65才以上 (障害者を含む)	送迎付き	200円	
		送迎なし	100円	
	一 般 (中学生以上65才未満)		200円	

(9) 泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

設 置	平成6年3月22日	
敷地面積	10,830 m ² (泉地域福祉センターと共有)	
工 期	着工 平成5年8月2日	竣工 平成6年1月31日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建	
建 物	215.99 m ²	
施設内容	和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所	
工事費	440,298千円	
財 源 内 訳	国庫支出金	43,460千円
	県支出金	21,730千円
	地方債	224,500千円
	基金等	142,000千円
	一般財源	8,608千円
	} (泉地域福祉センター分含む)	
事 業	①各種集会に場所を提供すること	
	②身上、健康等の各種相談に応ずること	
	③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること	
	④娯楽、レクリエーションを行うこと	
使 用 料	無料	

(10) 五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原 1-1) (※指定管理者制度導入・H19年度～)

設 置	平成12年4月1日	
工 期	着工 平成11年6月19日	竣工 平成11年9月30日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建、鉄板葺	
建 物	308 m ²	
施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下	
工事費	35,968千円	
財 源 内 訳	県補助金	14,630千円
	地方債	16,400千円
	一般財源	4,938千円
事 業	①各種集会に場所を提供すること	
	②身上、健康等の各種相談に応ずること	
	③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること	
	④娯楽、レクリエーションを行うこと	
使 用 料	無料	

(11) 五家荘デイサービスセンター（八代市泉町椎原 1-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

設 置	平成 12 年 4 月 1 日	
工 期	着工 平成 10 年 8 月 8 日	竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建	
建 物	286.37 m ² （保育所と併設。保育所部分除く。）	
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、保育室、遊戯室、玄関、廊下	
工 事 費	149,610 千円	
財 源 内 訳	県 補 金 28,970 千円	地 方 債 53,500 千円
	基 金 等 20,000 千円	一 般 財 源 47,140 千円
事 業	デイサービス	
使 用 料	介護保険法等に定める額	

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター（八代市高下西町 1726-5）

工 期	着工 平成 2 年 6 月 25 日	竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6087.06 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ²	
延床面積	1344.14 m ²	
主な施設	集団検診室、機能訓練室、歯科指導室、健康相談室、看護教室、栄養指導室、保健指導室	
総 工 費	612,974 千円	内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円

(2) 八代市鏡保健センター（八代市鏡町大字内田 453-1）

工 期	着工 平成 6 年 7 月 20 日	竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m ²	
延べ床面積	1,066.293 m ²	
主な施設	診察室、コミュニティー広場、事務室、栄養指導室、健康相談室、機能訓練室、消毒室、事務室、中研修室、大研修室、多目的ホール、倉庫	
総 工 費	(全体) 315,881 千円	
	(内訳)	新築工事費 301,790 千円
		付帯工事費 3,605 千円
		設計委託費 5,336 千円 (H5 年度実施)
		工事・監理委託費 5,150 千円

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と H25 年度実績については 231 ページ別表 1 参照

(3) 千丁地域福祉保健センター及び

(4) 東陽地域福祉保健センターについては、221 ページ及び 222 ページ参照

別表1

事業名	事業内容		利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査	9,296人
		高齢者健診	1,079人
		特定保健指導事業	727人
2. 健康増進事業	※健康診査	基本健診	22人
		肺がん検診	7,793人
		大腸がん検診	8,301人
		胃がん検診	4,799人
		腹部超音波検診	7,403人
		乳がん検診	5,408人
		子宮がん検診	5,244人
		前立腺がん検診	163人
		歯周疾患検診	462人
		肝炎ウイルス検診(個別勧奨)	2,558人
	健康教育	集団健康教育	1,360人(58回)
		個別健康教育	0人
	健康相談	重点健康相談	1,898人(497回)
		総合健康相談	3,080人(456回)
	健康手帳の交付	245人	
	訪問指導	68人	
	39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問	延3,748人	
3. 生活習慣病予防健診事業(ヤング健診)		400人	
4. 食生活改善推進事業		12,440人(4,938回)	
5. 結核健診事業		7,793人	
6. 地域健康づくり推進事業		2,641人(46回)	
7. 精神保健事業(相談・訪問・講演会)		821人(163回)	
8. 歯科保健事業	心身障害児歯科検診		41人(2回)
	歯の祭典		2,096人(1回)
	2歳児歯科健診		875人(29回)
	フッ化物洗口実施園		15園
9. 母子保健事業	健康診査	4ヶ月児健診	996人(43回)
		7ヶ月児健診	987人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	1,025人(40回)
		3歳児健診	992人(40回)
		妊婦健康診査	2,257人(延13,028件)
	教育・相談	母子手帳交付	1,082人
		精神発達相談	163組(24回)
		赤ちゃん広場	235組(15回)
		両親学級	173組(12回)
		離乳食教室	174組(14回)
		個別相談	7,622人
		訪問指導	2,893人
		三種混合	1,192人
四種混合	3,335人		
二種混合	772人		
不活化ポリオ	1,832人		
日本脳炎	4,780人		
風しん	0人		
麻しん・風しん混合	2,037人		
B C G	798人		
麻しん	0人		
インフルエンザ	20,497人		
子宮頸がん	164人		
ヒブ	4,582人		
小児用肺炎球菌	4,428人		
11. 不妊治療費助成事業		45人(延69件)	

※利用人数・回数は八代市保健センター及び八代市鏡保健センターの合計値

※「1.高齢者医療確保法に基づく保健事業」、「2.健康増進事業」の「健康診査」は複合健診・巡回健診・医療機関健診で実施

8 医療機関

(1) 経営別医療機関

(平成26年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数(床)
病院	3	9	0	12	(内訳) 精神 786 結核 30 感染症 4 療養 517 その他 1,017
医院(診療所)	4	77	41	122	611
歯科医院(診療所)	1	19	48	68	0
計	8	105	89	202	

(2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	96	4	8	2	6	18	16
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	28	21	6	5	23	30	22
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	3	0	5	1	1	0	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	14	7	5	3	3
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	9	7	5	21	16	67	19
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科		総計		
機関数	33	14	6		529		

(3) 救急告示医療機関

種別	総数	外科	内科
病院	3	3	3
診療所	3	1	3
計	6	4	6

(4) 一次救急医療

① 休日在宅医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時

(5月3日～5月5日、12月31日～1月3日含む)

委託料 6,528千円

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝祭日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療。)

委託料 6,861千円

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代郡医師会立病院、八代市立病院

補助金 $7,780 \text{円} \times 432 \text{日} \times 3 \text{機関} + 7,780 \text{円} \times 324 \text{日} \times 1 \text{機関} = 12,600 \text{千円}$

年末年始（12月31日～1月3日）

補助金 1,852千円（熊本総合病院、熊本労災病院）

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝祭日、午前10時～午後4時

補助金 581千円

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～5月6日、午前10時～午後4時

12月31日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 $50 \text{千円} \times 8 \text{日} \times 1.05 = 420 \text{千円}$

9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施）
	昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	40,569人（平成26年3月末日現在）
加入世帯数	22,304世帯（ ” ” ）

（1）保険給付

①給付割合

H26.4.1現在

種別	年齢等の区分	割合
一般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割※
	70歳以上(現役並み所得者)	7割
退職	本人	7割
	被扶養者	7割

※被保険者の自己負担は2割（但し、誕生日がS19年4月1日以前の方は、特例措置により1割）

②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区 分	自己負担限度額	
上位所得者	150,000円＋（かかった医療費－500,000円）×1%	[83,400円] ※
一 般	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1%	[44,400円] ※
住民税非課税	35,400円	[24,600円] ※

※〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に、同じ医療機関で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋（かかった医療費－267,000円）×1% [44,400円] ※1
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1〔 〕内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で、同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に、合計した医療費の自己負担額が21,000円以上のものを合算して、合計で、アの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で、同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように21,000円以上という合算対象額はない）

エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日迄の12カ月

所得区分	70歳～74歳	所得区分	70歳未満
現役並み所得者	67万円	上位所得	126万円
一般	56万円	一般	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき 390,000円(420,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は42万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 30,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所得割	所得割率 9.5/100	
均等割	被保険者1人につき	24,800円
平等割	1世帯につき	19,200円
その他	課税限度額	510,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所得割	所得割率 2.4/100	
均等割	被保険者1人につき	6,200円
平等割	1世帯につき	4,800円
その他	課税限度額	140,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所得割	所得割率 1.9/100	
均等割	被保険者1人につき	8,000円
平等割	1世帯につき	5,700円
その他	課税限度額	120,000円

(3) 医療費の推移（実績）

		年度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25
一般	被保険者数	(人)	42,287	41,832	40,603	39,728	39,193
	医療費総額	(千円)	13,194,154	13,517,090	13,448,809	13,311,273	13,691,551
	医療一人当たりの費額	(円)	312,014	323,128	331,227	335,060	349,337
	受診率	(%)	1,489	1,513	1,563	1,591	1,613
	高額療養費支給額	(千円)	1,165,176	1,256,111	1,267,729	1,304,386	1,336,695
老人	対象者	(人)	—	—	—	—	—
	医療費総額	(千円)	13,710	277	0	0	0
	医療一人当たりの費額	(円)	—	—	—	—	—
	受診率	(%)	—	—	—	—	—
	老人保健拠出金	(千円)	20,692	16,901	2,726	104	91
退職者	被保険者数	(人)	1,625	1,606	2,067	2,154	1,902
	医療費総額	(千円)	611,361	740,366	890,343	889,326	844,502
	医療一人当たりの費額	(円)	376,222	461,000	430,742	412,872	444,007
	受診率	(%)	1,910	2,357	2,119	2,012	2,279
	高額療養費支給額	(千円)	61,027	71,036	87,316	88,118	92,975

(4) 事業運営年度推移 (実績)

(金額単位：財政状況・千円、その他・円)

項 目		年 度		H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	
被 保 険 者 数 (人)				43,912	43,438	42,670	41,882	41,095	
加 入 世 帯 数 (世 帯)				22,931	22,882	22,812	22,651	22,448	
加入率	対人口比 (%)			32.51	32.36	31.97	31.44	30.85	
	対世帯比 (%)			44.35	43.93	43.54	42.56	42.18	
賦 課	基 礎	所 得 割			9.5/100	9.5/100	9.5/100	9.5/100	9.5/100
		均 等 割			24,800	24,800	24,800	24,800	24,800
		平 等 割			19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
	後 期	所 得 割			2.4/100	2.4/100	2.4/100	2.4/100	2.4/100
		均 等 割			6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
		平 等 割			4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	介 護	所 得 割			1.9/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100	1.9/100
		均 等 割			8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
		平 等 割			5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
一人当たりの調定額 (現 年 度 分)				85,777	81,535	84,031	85,541	87,179	
一世帯当たりの調定額 (現 年 度 分)				164,260	154,782	157,181	158,167	159,597	
課 税 総 数 (人)				46,290	45,818	44,564	44,009	40,689	
課 税 限 度 額		基 礎	470,000	基 礎	500,000	基 礎	510,000	基 礎	510,000
		後 期	120,000	後 期	130,000	後 期	140,000	後 期	140,000
		介 護	100,000	介 護	100,000	介 護	120,000	介 護	120,000
課税限度額を超える世帯				1,010	845	981	1,031	1,040	
課 税 軽 減 世 帯				13,369	14,135	14,113	14,061	12,786	
財 政 状 況	歳 入	保 険 税	(3,439,262)	(3,280,583)	(3,340,395)	(3,339,205)	(3,248,276)		
			3,620,841	3,443,376	3,492,909	3,474,293	3,356,565		
		国庫支出金	5,277,165	5,374,683	5,724,054	5,266,844	5,418,017		
		県支出金	722,128	790,147	858,711	1,071,999	1,065,138		
		療養給付費交付金	588,638	515,874	752,566	1,067,866	927,714		
		前期高齢者交付金	3,593,676	3,248,183	3,013,762	3,407,549	3,445,454		
		共同事業交付金	2,323,762	2,490,992	2,541,292	2,489,053	2,365,969		
		一般会計繰入金	1,156,579	1,184,938	1,153,459	1,155,185	1,089,008		
		基金繰入金	0	0	0	0	440,000		
		繰越金	726,781	525,087	283,297	170,031	158,993		
		その他の収入	67,819	41,619	53,004	43,698	27,852		
	歳入合計	18,077,389	17,614,899	17,873,054	18,146,518	18,294,710			
	歳 出	総務費			212,541	242,666	211,108	210,398	178,769
			保 険 給 付 費	療養諸費	10,050,912	10,354,290	10,419,792	10,327,726	10,562,653
		審査支払手数料		35,443	35,849	36,190	35,695	35,498	
		高額療養費		1,227,674	1,328,156	1,357,565	1,394,563	1,431,323	
		出産育児一時金		66,187	78,938	84,092	74,876	74,805	
		葬祭費		6,690	6,030	6,240	6,720	6,780	
		小計	11,386,906	11,803,263	11,903,879	11,839,580	12,111,059		
後期高齢者支援金		1,954,617	1,707,133	1,902,941	2,090,289	2,145,898			
前期高齢者納付金		5,558	2,998	5,646	2,167	2,154			
老人保健拠出金		20,692	16,901	2,726	104	92			
介護納付金	787,883	827,998	894,387	959,105	984,795				
共同事業拠出金	2,375,179	2,514,985	2,464,435	2,436,340	2,440,312				
保健事業費	132,124	141,253	135,544	132,770	131,681				
基金等積立金	600,000	0	0	0	0				
その他の支出	76,802	74,405	182,357	316,772	219,596				
歳出合計	17,552,302	17,331,602	17,703,023	17,987,525	18,214,356				

※税額中 () 内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。